

既存学校への太陽光発電設備導入に係る PPP 及び PFI 手法導入可能性調査 業務仕様書

1. 業務概要

本市は環境省の募集する脱炭素先行地域に選定されており、2030年（令和12年）までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロにする取り組みの一つとして、市有施設への太陽光発電設備導入を進めている。

上記市有施設のうち学校施設への太陽光設備導入については、現在未設置である既存学校に対して、令和10年度末までの整備完了を目標の一つに設定している。

本業務では、既存学校への太陽光発電設備導入にあたり、民間活力を活用した手法（PPP及びPFI）の導入可能性や実施に向けた条件、課題等について、調査・検討を行う。

2. 事業手法の検討対象及び検討条件

(1) 検討対象

- ・本業務における検討対象は、現在太陽光設備が未設置の既存学校とする。
- ・具体的な対象校は、「別紙1 対象校一覧」を参照のこと。

(2) 検討条件

本業務における主な検討条件は下記の通りとするが、詳細については本市監督職員と協議の上で決定することとする。

- ・整備する太陽光発電設備は、建物構造への影響を最小限にとどめるため、3.5kg/m²程度の軽量の太陽光パネルを壁面に設置することを想定している。
- ・太陽光パネルの設置にあたっては、機械的な脱落防止措置を併用した接着固定を基本とする。
- ・太陽光パネル設置面の長期間の健全性保持の観点から、外壁材の劣化状況によっては、設置面の外壁改修工事も併せて行う計画とする。
- ・太陽光発電設備の容量は、自家消費を前提とした5kW～30kW程度を想定している。
- ・一部学校を除き、蓄電池の設置も併せて行うこととし、設置する蓄電池は5kWh程度のもを想定している。

（提供資料）

令和6年度に本業務の基となる基本検討業務を実施しており、業務着手後に、以下の資料を含む当該基本検討業務の報告書を貸与するので、参考に業務を進めること。

- ・各校の諸元一覧（施設名、設置候補容量など）

- ・各校の太陽光発電設備設置候補位置のプロット図（別紙2 参照）
- ・既存学校へ太陽光発電設備を設置するにあたっての構造安全性への影響
- ・外壁仕上げ材ごとの太陽光パネルの設置方法
- ・太陽光パネル設置に係るパネルメーカーへのヒアリング結果
- ・各校の自家消費可能な電力量（新設校等で電力データがなかったものは除く）
- ・抽出した2校の標準的な配線ルート
- ・各校の概算工事費（維持管理費を除く）

3. 業務内容

(1)現状の把握及び前提条件等の整理

- (ア) 検討対象における太陽光発電設備の整備に関する現状把握
- (イ) 検討対象における施設概要整理
- (ウ) 関係法令や制度等の整理

(2)事業スキームの検討

本事業において想定されるPPP及びPFI手法（PPP手法としては、例えばBOT等）について、各手法の選定理由並びに条件整理等を行う。

(3)民間事業者の参画可能性の検討等

太陽光発電設備整備に適性があると考えられる民間事業者数社へヒアリングを行う。

※ヒアリング企業数等については本市監督職員と協議のこと

- (ア) 参画意向等の把握及び整理
- (イ) 実施に向けた条件及び民間事業者からの要望・懸念事項等の整理
- (ウ) 実施に向けた参考見積書の徴収及び概算事業費の検討・整理
- (エ) リスク分担の検討
- (オ) 事業実施スケジュールの検討

(4)PPP手法導入可能性の検討

- (ア) 上記（2）で整理した手法別の定性的な評価
- (イ) 上記（2）で整理した手法別のVFMの検証と定量的な評価
- (ウ) 上記（ア）、（イ）を踏まえたPPP及びPFI手法導入可否に関する総合評価
- (エ) PPP及びPFI手法による事業実施に向けた検討課題の整理

4. 業務期間

業務の着手の日から令和8年3月26日まで

5. 成果品

(1)業務の成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (ア) 報告書 2部
- (イ) 電子データ 2枚 (DVD-R)

(2)成果品の審査

- (ア) 業務完了後速やかに、所定の業務完了届及び納品書とともに成果品を提出、本市監督職員の検査を受けなければならない。
- (イ) 成果品の検査において、本市監督職員から訂正等を指示された場合には、受託者の責において直ちにこれを是正しなければならない。
- (ウ) 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市監督職員の指示に従い、受託者の責においてこれを是正しなければならない。

(3)成果品の帰属

本業務契約に基づいて作成された成果品は、全て本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

6. 留意事項

(1)法令等の遵守

業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2)秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

(3)費用の負担

本業務の履行に際し必要な経費は受託者の負担とする。

(4)貸与資料

業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、損失、盗難等の事故が無いよう管理するものとし、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。

(5)疑義等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については本市監督職員と協議のうえ定め、本市監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること。また、市の事務、議会等を考慮し業務を計画的に進めることとし、市より業

務内容に係る資料作成を求められた場合には協力すること。

(6)その他

本事業の受託者及び協力会社は、令和8年度以降に入札公告を予定している、既存学校への太陽光発電設備導入に係る特定事業者選定への参加はできないものとする。